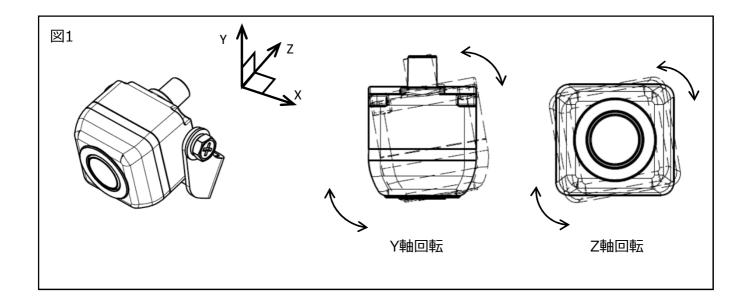
## RVCS型式(STR3X-100)取り付けに関する注意

STR3X-100のカメラ及びモニター取り付け時、必ず下記の取り付け条件を遵守して、 実際のモニター映像、作動等が保安基準を満足している事を確認してください。 遵守されない場合、保安基準に適合しない恐れがあります。

- 注)二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、 小型特殊自動車、被牽引自動車並びに後退時車両直後確認装置を備えることができないものとして 告示で定める自動車を除く。
- 注)下記の取り付け条件はカメラが車幅方向を底辺とする鉛直面にY/Zの回転軸を考慮せずに装着された場合の条件を記載しております。Y/Zの回転軸を中心にカメラが回転して取り付けされる場合、モニターに表示される映像は変化する為、カメラ取り付け条件が異なりますのでご注意ください。

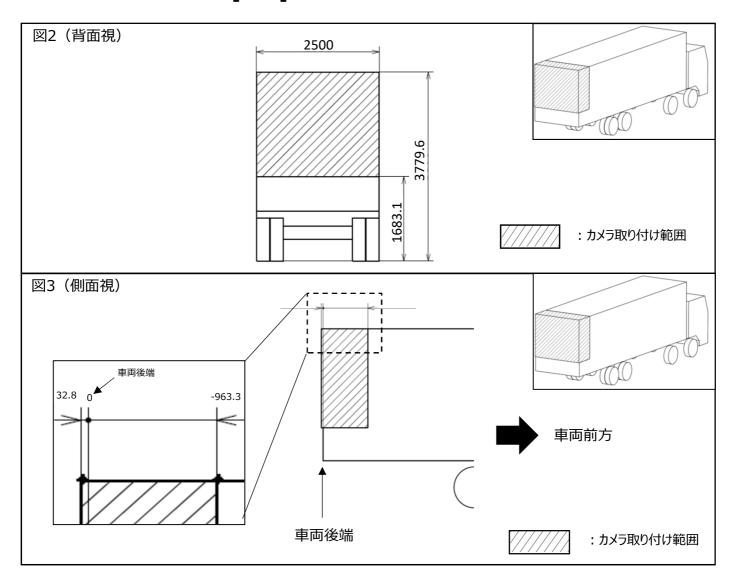


#### カメラ取り付け範囲

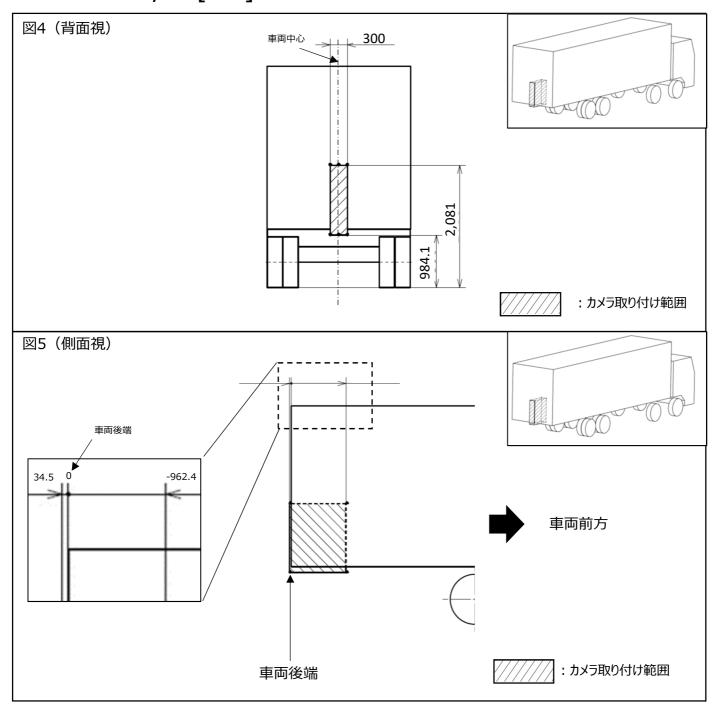
カメラ取り付け範囲				
カメラ取付高さ [mm]	車両中心からの 距離[mm]	車両後端からの 距離[mm]	車両最大幅 [mm]	
1,683.1~3,779.6	0~1,250	+32.8~-963.3	2,500	
984.1~2,081	0~150	+34.5~-962.4		

- 注)カメラ取り付け範囲はカメラレンズ先端の中心を基準としております。 取り付けブラケットなどが車体からはみ出す範囲も含まれますので、 保安基準第2条「長さ、幅、及び高さ」の要件を満足するように取り付けしてください。
- 注)上表は保安基準第44条の2「後退時車両直後確認装置」の要件を満足し、装置型式指定番号を 取得した値となります。カメラ取り付け範囲をよく確認し、正しく取り付けを行ってください。

## 取付高さ1683.1~3779.6[mm]



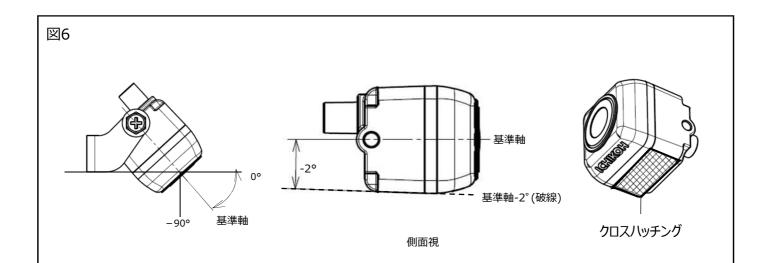
# 取付高さ984.1~2,081[mm]



#### カメラ上下取付角度

カメラ取付高さ [mm]	カメラ上下取付角度 [°]	
1683.1~3779.6	-42~-54	
984.1~2,081	-39~-49	

- 注) カメラ取り付け上下取付角度範囲はカメラレンズ先端の中心を基準としております。
- 注)上表は保安基準第44条の2「後退時車両直後確認装置」の要件を満足し、装置型式指定番号を取得した値となります。取り付け角度をよく確認し、正しく取り付けを行ってください。
- 注)取り付け角度の調整は、上記の角度範囲内でモニターの映像を見ながら、調整してください。

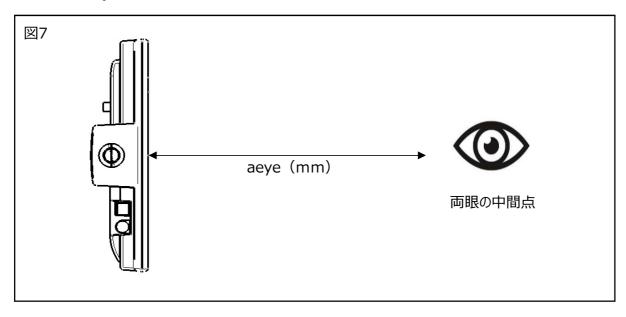


取り付け時の角度測定は、右上図のクロスハッチング部に角度計を当てて行ってください。 カメラレンズの中心を通る基準軸と角度測定部には-2°の差があります。 測定時は、下表の「破線部で測定した角度[°]」範囲内で固定してください。

カメラ取付高さ [mm]	破線部で測定した角度 [°]
1683.1~3779.6	-44~-56
984.1~2,081	-41~-51

#### モニター取り付け条件

#### モニターの設置範囲(aeye:モニター中心点から両眼の中間点を想定した最遠距離)



取付高さ [mm]	モニター中心点から回転させた両眼の中間点の位置を 想定したポイントまでの最遠距離(aeye[mm])	
1683.1~3779.6	1 500	
984.1~2,081	1,500	

※詳細は「保安基準第44条の2「後退時車両直後確認装置」」の要件をご確認ください。

注)取り付け位置の調整は、モニターの映像を見ながら上記の最遠距離の範囲内で、 運転者が確実に後方視界像を確認出来る様に調整してください。

### モニター応答時間

後退イベントの開始から2.0秒以内に後方視界像がモニター画面に表示される事を確認してください。

※詳細は保安基準第44条の2「後退時車両直後確認装置」の要件をご確認ください。

